

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
■施策の方向1 市町村消費者行政の体制強化支援 【主要施策1】新アクションプランの策定及び実施支援						
1	新アクションプランの策定及び実施支援	国の新交付金見直し後も、市町村の消費生活相談体制をはじめとする消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対しヒヤリング等を実施し、それを踏まえて新アクションプランを市町村とともに策定し、その実施を支援する。	OR1で実施した調査結果をもとに、交付金変動下の市町村消費者行政のあり方を改めて検討し、必要に応じて市町村と協議する。	○新アクションプランの様式及び内容等について、市町村と協議を行い、令和2年2月に調査を実施し、全市町村分を取りまとめた。	消費生活課	企画推進班 (7473)
【主要施策2】市町村における相談機能の強化と各種連携の推進支援 (1)交付金見直し後の市町村相談体制の確保						
2	市町村の広域連携の支援	単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	○県内で専門相談員による消費生活相談が受けられない市町村へ支援を行うとともに、状況に応じた更なる広域連携についても検討する。	○県内で専門相談員による消費生活相談が受けられない2町村(産山村、津奈木町)について、広域連携のあり方について検討を行った。	消費生活課	企画推進班 (7473)
(2)市町村における機能強化の支援						
3	市町村における消費生活相談業務への支援	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんの際に、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	○市町村の消費生活行政職員・相談員に対して、消費生活行政業務の基本的知識及び応用的な事項について研修を実施する。(企画班主催) ○県及び市町村の消費生活行政職員・相談員の相互の情報交換、レベルアップを図るため、連絡会議を開催する。	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	消費生活課	消費者支援班 (7478)
4	市町村に対する消費者被害情報提供	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を随時市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を随時市町村に提供した。(消費者トラブル注意報17回、国からの情報メール及び景表法等の法執行措置情報等は随時提供。)	消費生活課	消費者支援班 (7474)
5	市町村との事業者情報の共有・連携強化	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○関係機関(各市消費者センターや県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図る。	○関係機関(各市町村や県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図った。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
6	市町村に対する多重債務相談実施の支援	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○市町村消費者行政担当者研修会(5月)は書面開催で、生活再生支援対策研修会は11月頃実施予定。 ○多重債務無料相談会に同席しての現地研修を実施。	○市町村消費者行政担当者研修会は5月に書面開催し、生活再生支援対策研修会は11月16日(月)に実施した。生活再生支援対策研修会には185名が出席した。 ○無料相談会については、9月17日と1月16日に2回実施した。一回目を熊本市で実施した際には、阿蘇市の職員に、二回目を人吉市で実施した際には、人吉市の職員と相談員に出席いただいた。	消費生活課	企画推進班 (7477)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
(3)市町村における庁内連携の推進支援						
7	市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)	複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣を行う。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行う。 ○市町村の庁内連携会議への講師派遣。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行った。 ○市町村から県への派遣依頼はなかった。(実施市町村で講師を依頼された。)	消費生活課	企画推進班 (7476)
8	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定。(11月頃開催予定)	○市町村の研修への講師派遣はなかった。(実施市町村で講師を依頼された。) ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施した。(11月16日開催)	消費生活課	企画推進班 (7476)
(4)見守りネットワークの充実						
9	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報の提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない町を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った。(情報提供回数:18回) ○見守りネットワーク体制構築に至らない町への訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1市のみとなったが、体制構築に向けた課題やその解決に向けた情報提供等を行い、体制構築の推進を図った。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	消費生活課	企画推進班 (7472)
10	市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援	地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報の提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○消費者安全確保地域協議会設置の意向を持つ市町村を訪問し、個別協議を行い、協議会設置の推進を図る。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った。(情報提供回数:18回) ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ○消費者安全確保地域協議会設置の意向を持つ市町村を訪問し、個別協議を行い、協議会設置の推進を図った。(令和2年度は2市が新規に設置)	消費生活課	企画推進班 (7472)
■施策の方向2 県消費者行政における広域的・専門的な施策の充実・強化						
[主要施策3]消費者被害の未然防止と救済の推進						
(1)県消費者行政・消費生活相談機能の強化						
11	熊本県消費者行政推進本部等の開催	消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部又は同本部幹事会を開催する。	○「第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行う。 ○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」の策定に向け、熊本県消費者行政推進本部や、同本部幹事会等を開催する。	○「第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行った。 ○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」の策定に向け、熊本県消費者行政推進本部や、同本部幹事会等を開催した。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とした。 「推進本部:1回(2月)、幹事会:2回(10月、12月)」	消費生活課	企画推進班 (7472)
12	県消費生活センター専門チームの機能強化	県消費生活センターの消費生活相談員の専門性の高度化を図り、センターオブセンターズとして、被害救済と未然防止、市町村支援等の高度な役割を果たすため、消費生活に関する分野別の専門チームの機能を強化する。	※相談員全員が全ての分野に対応できるようにするため、令和元年度末でテスト室を除く専門チームを廃止した。		消費生活課	消費者支援班 (7474)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績		担当課・班名 (内線番号)	
13	消費生活相談員等レベルアップ事業	県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	○国民生活センター及び他団体主催の研修は新型コロナウイルス感染防止のため現在申込中断中→再開次第申込、派遣予定 ○県主催相談員研修は令和3年度開催予定(2年ごとに1回開催)	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させた。(18講座20人※含オンライン実施) ○消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや相談実施に必要なスキルについて、内部研修を実施した。(10回)	消費生活課	消費者支援 (7478)	
14	消費生活相談事例検討事業	県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、ICTを活用した市町村支援事業により、市町村からの参加も可能とする。	○解決困難事例等について、相談員と弁護士との勉強会を開催する。	○解決困難事例等について、相談員と弁護士との勉強会を3回開催した。(第1回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) また、ICTを活用した市町村支援事業により、延べ23団体、84人の参加があった。	消費生活課	消費者支援班 (7474)	
15	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改正に係る情報提供	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を随時行った。	消費生活課	消費者支援班 (7479)	
16	県消費生活センターにおける商品テストの実施	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施した。(商品テスト3件、技術回答199件、危害危険に関する相談104件)	消費生活課	消費者支援班 (7475)	
17	次世代消費生活相談員育成事業	次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。	○7月下旬～10月上旬5回開講予定。	○消費生活相談員資格取得支援勉強会を実施した。(7月から9月、全5回)	消費生活課	企画推進班 (7473)	
18	熊本県消費者被害防止連絡協議会の安全確保地域協議会への移行	県内における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済を強化するため、熊本県消費者被害防止連絡協議会を消費者安全確保地域協議会とする。	※平成31年2月に移行済み。			消費生活課	企画推進班 (7472)
(2)消費者、消費者団体との協働、活動支援及び意見反映							
19	消費者団体の自主的活動の支援	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	○消費者団体と共催で、消費生活講演会を開催予定。(未定) ○消費者発表大会をはじめ、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施予定。(通年)	○新型コロナウイルス感染症の影響で、消費生活講演会は中止となった。 ○消費者発表大会をはじめ、各消費者団体の主催事業等も新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	消費生活課	企画推進班 (7477)	

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
20	消費生活協同組合法に基づく適正運営の指導	県民の自発的な生活協同組織の発達を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、生活協同組合に対する許認可等を行う。	○令和2年度は、定款変更が4生協より申請される予定。	○令和2年度は、5生協(生協くまもと、グリーンコープ生協くまもと、熊大生協、高校生協、コープアカデミア)から定款変更が申請された。	消費生活課	企画推進班 (7477)
21	適格消費者団体の活動支援	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。また、同団体への情報提供のあり方について検討を行う。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施した。(通年)※情報提供 4件 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施した。(R3.1月) ○適格消費者団体が主催する講演会に参加した。(R3.2月)	消費生活課	企画推進班 (7472)
22	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めるとの申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行う。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース) ※ 街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(5/1～5/31、本館地下1階展示スペース) ※ 街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	消費生活課	消費者支援班 (7474)
23	消費生活審議会の開催	消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	○消費生活審議会を開催予定。 ○熊本県消費生活審議会「消費者基本計画推進・評価部会」を開催予定。	○消費生活審議会を開催した。 ○熊本県消費生活審議会「消費者基本計画推進・評価部会」を開催した。 ※評価・策定部会:1回(書面開催(10月)) 策定部会:2回(12月1日、12月18日) 審議会:2回(書面開催(11月)、1月15日)	消費生活課	企画推進班 (7472)
(3)消費者に対する情報提供						
24	緊急な消費者被害情報の提供	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を報道機関・市町村等の関係機関へ随時提供するとともに県HPに掲載した。(消費者トラブル注意報17回、国からの情報メール及び景表法等の法執行措置情報は随時提供。)	消費生活課	消費者支援班 (7475)
25	生活情報の提供	県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供する。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載する。地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供する。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載するとともに、地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供した。(熊日Q&A26回)	消費生活課	消費者支援班 (7475)
26	消費者月間記念事業の開催	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和元年度消費者相談概要等の記者発表 ○県内一斉消費者トラブル相談の日	○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ○パネル展を実施した(県庁地下展示スペース) ○令和2年度の消費者相談概要等の記者発表を実施した。(5月31日) ○県内一斉消費者トラブル相談の日を開催した。(5月31日)	消費生活課	企画推進班 (7472)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
27	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	○出前講座の実施。 ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定)。 ○地域における意見交換会の開催(時期未定)。 ○食品表示制度説明会の開催。 ○業種別講習会の開催。	○出前講座の実施(10回、255人) ○食品表示制度説明会の開催(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習動画のオンライン配信(YouTube)を実施) ○食の安全セミナーの開催(テーマ「食中毒について」、12月開催、63人) ○地域における意見交換会の開催(新型コロナウイルスの影響により中止) ○業種別講習会の開催(6回開催、67人)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
28	食品衛生に係る啓発指導	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を随時開催。 ○消費者を対象とした講習会を随時実施。 ○給食施設従事者を対象とした講習会を随時実施。	○食品事業者等を対象とした講習会 80回 2,419人 ○消費者を対象とした講習会 13回 402人 ○給食施設従事者を対象とした講習会 16回 299人	健康危機管理課	食品乳肉衛生班(7187)
29	健康食生活・食育推進における普及啓発	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月8日～12日) ○県庁地下展示ケースでの食生活改善普及運動関係展示。(9月8日～14日) ○県農業フェアへの出展。(11月)	○県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月8日～12日) ○県庁地下展示ケースでの食生活改善普及運動関係展示。(9月8日～14日) ○県農業フェアへの出展。 →新型コロナウイルス感染症の影響のためフェア開催中止。	健康づくり推進課	食生活・食育班(7183)
30	福祉サービス第三者評価結果の公表	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。	社会福祉課	指導監査班(7049)
31	社会福祉法人・施設に対する指導監査結果の公表	社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。	○利用者希望の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和元年度に実施した指導監査の結果を追加し、過去3年度分を令和2年6月に公表予定。(96法人、258施設) ○その後、必要に応じ更新予定。	○利用者希望の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和元年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和2年7月に公表。(96法人、258施設)	社会福祉課	指導監査班(7049)
32	医療機能情報提供事業	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。(熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供する。	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供した。	医療政策課	総務・医事班(7228)
33	食の安全安心確保に係る情報提供	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品検査結果について、毎月に掲載する。 ○食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載予定。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに60回掲載した。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
(4)紛争処理体制の整備						
34	県消費生活センターにおける苦情相談処理、あつせん処理	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あつせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。	○消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あつせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	○消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あつせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施。(相談件数5,282件)	消費生活課	消費者支援班 (7478)
35	消費者苦情処理委員会の開催	消費者苦情の解決のため、あつせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	○必要に応じて苦情処理委員会を開催する。	○消費者苦情の解決のため、あつせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を必要に応じ開催。(あつせん率9.2%、苦情処理委員会は開催を必要とする相談事案がなく、開催実績なし。)	消費生活課	消費者支援班 (7478)
36	顧問弁護士及び専門相談アドバイザーの設置	消費生活に関する相談・苦情を効率的・効果的な解決を図るため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置する。	○消費生活に関する相談・苦情の効率的・効果的な解決のため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置。 ・顧問弁護士:随時 ・専門アドバイザー:週1回(3時間/日)(48日、144時間)	○消費生活に関する相談・苦情の効率的・効果的な解決のため、顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼した。 ・顧問弁護士:12件 ・専門アドバイザー:週2~3回(3時間/日)(82日、246時間)	消費生活課	消費者支援班 (7478)
(5)多重債務問題及び消費生活上の要支援者に係る施策の充実						
37	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	○協議会を開催予定。(年1回) ・情報交換の実施。(各関係団体の取組状況等) ・お金の悩み無料相談会、研修会等の年間活動計画についての協議・決定。 ○専門部会の開催。(年2回:6月は書面開催、12月に実地での開催を予定) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動。	○協議会を書面にて開催し、関係機関・団体との連携を強化した(年1回:10月) ・情報交換の実施。(各関係団体の取組状況等) ・お金の悩み無料相談会、研修会等の年間活動計画についての協議・決定。 ○専門部会を書面にて開催した。(年2回:6月、2月)	消費生活課	企画推進班 (7476)
38	消費者自立のための生活再生総合支援事業	債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施。 ・生活再生相談(債務状況や収入等の現状把握、債務整理方法の説明・助言) ・家計診断(家計簿診断及び家計管理についての助言) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(相談者個々の抱える問題の解決支援) ・熊本地震被災者支援(被災者向けの特別利息によるセーフティネット貸付)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下の通り実施。 ・生活再生相談(面談件数:1,019件) ・家計診断(家計簿相談:898件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:102件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:1件)	消費生活課	企画推進班 (7476)
39	ヤミ金融事犯の取締りの強化	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	○ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)の取締りを推進中。 ○ヤミ金融に利用された口座の凍結、携帯電話の解約依頼等を実施するとともに、ヤミ金業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等総合的な対策を実施中。	○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、暴力団組長らによる貸金業法違反や犯収法違反(口座の譲渡等)等を検挙した。 ○ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の解約依頼等を実施するとともに、ヤミ金業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等総合的な対策を実施した。	警察本部 生活環境課	企画指導係
6 (再)	市町村に対する多重債務相談実施の支援【再掲】	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○市町村消費者行政担当者研修会(5月)は書面開催で、生活再生支援対策研修会は11月頃実施予定。 ○多重債務無料相談会に同席しての実地研修を実施。	○市町村消費者行政担当者研修会は5月に書面開催し、生活再生支援対策研修会は11月16日(月)に実施した。生活再生支援対策研修会には185名が出席した。 ○無料相談会については、9月17日と1月16日に2回実施した。 一回目を熊本市で実施した際には、阿蘇市の職員に、二回目を人吉市で実施した際には、人吉市の職員と相談員に出席いただいた。	消費生活課	企画推進班 (7477)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
8 (再)	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)【再掲】	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定。(11月頃開催予定)	○市町村の研修への講師派遣はなかった。(実施市町村で講師を依頼された。) ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施した。(11月16日開催)	消費生活課	企画推進班 (7476)
40	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業(家計相談支援事業)	家計の安定を図り、生活困窮からの自立を支援するため、浪費癖等により家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、家計簿作成の指導等を行う。	○各市に働きかけ、希望する7市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成予定。 ○県と7市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。	○各市に働きかけ、希望する7市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成。 ○県と7市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。 ○令和2年度は県全体で、905件の支援を実施。	社会福祉課	生活支援班 (7042)
【主要施策4】消費生活の安全・安心の確保 (1)生命・健康等の安全・安心の確保 ①商品等の安全・安心の確保						
16 (再)	県消費生活センターにおける商品テストの実施【再掲】	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施した。(商品テスト3件、技術回答199件、危害危険に関する相談104件)	消費生活課	消費者支援班 (7475)
41	消費生活用製品安全法に基づく規制	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者・事業者に対し、啓発活動を行う。 ○適宜、市主体で行う立入検査に同行し、ノウハウ等の共有を図る。	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
42	電気用品安全法に基づく立入検査	電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。	○九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。(立入検査予定数:5店舗程度(量販店及び雑貨店やホームセンターから選定)1~3月に実施予定) ・直流電源装置、リチウムイオン蓄電池	○九州経済産業局が選定した重点品目を中心に、量販店及びホームセンターに立入検査を3件行い、販売事業者に法の目的を熟知させ、販売事業者が厳守しなければいけない事項について、周知を行った。 【重点項目】①直流電源装置 ②リチウムイオン蓄電池 他	消防保安課	保安班 (3418)
43	液化石油ガス販売事業者等指導事業	液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。	○液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施。 各販売事業者を訪問し、帳簿、書類等の検査のほか、関係者への質問や実地検査等を行う。 ○昨年度の検査を踏まえた全体計画の見直し及び今年度の実施計画を策定し、検査に着手する。	○令和2年度の立入検査実施計画に基づき43件の立入検査を実施し、業務の実施状況・体制及び法令遵守状況等を把握し、必要により行政指導を行うことで液化石油ガス法の執行の適正化を図るとともに、自主保安意識の高揚に資した。	消防保安課	保安班 (3455)
44	医薬品等安全確保対策事業(家庭用品安全対策)	家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するため、事業者への立入検査や試買検査を実施し、家庭用品の安全性の確認と監視を行う。	○家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するため、事業者への立入検査を実施し、家庭用品の安全性の確認と監視を行う。	○薬事監視等にあわせて、事業者への立入検査を実施し、家庭用品の安全性の確認と監視を行った。	薬務衛生課	監視麻薬班 (7165)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
45	医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導)	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行った。 令和2年度監視実績 薬局等への監視率 57.1% 毒劇物販売業者への監視率 15.9%	薬務衛生課	監視麻薬班 (7164)
② 食の安全・安心の確保						
46	食品検査体制整備	食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。	○生産段階の県産主要農林水産物30種類について、約400種類の農薬等の検査を実施する。	○生産段階の県産主要農林水産物57検体について、約400種類の農薬等の検査を実施し、すべて違反なし。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
47	食品営業監視事業	飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。	○令和2年度監視指導計画に基づき施設の監視指導を実施中。 ○食品衛生指導員による巡回指導を実施中。	○令和2年度監視指導計画に基づき施設の監視指導を実施 15,630件 ○食品衛生指導員による巡回指導を実施 13,696件	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)
48	食品の流通段階における安全性確保	県内に流通する食品について、食品添加物、微生物、成分規格、残留農薬等の検査を行う。	○食品添加物、微生物、成分規格、残留農薬検査を実施中。 ○輸入食品検査を実施中。 ○遺伝子組換え検査を実施中。	○食品添加物検査 32検体 143項目 ○微生物検査 274検体 970項目 ○成分規格検査 62検体 84項目 ○残留農薬検査 13検体 3,986項目 ○輸入食品検査 2検体 598項目 ○遺伝子組換え検査 0件 ※事業者による管理が実施されているため	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)
49	と畜検査事業	県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行う。	○と畜検査の実施。 ○と畜場への衛生指導、輸出関係対応、不可食部位の適正処理の徹底・確認。 ○輸出食肉係の対応。(衛生証明書発行、査察対応等)	○と畜検査の実施 214,618頭(牛32,381頭、馬4,564頭、豚177,669頭、めん羊4頭) ○と畜場への衛生指導、輸出関係対応、不可食部位の適正処理の徹底・確認。 ○衛生証明書発行 1,442件 ○査察対応 厚生局による査察12回(うち4回は食鳥点検票による査察)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)
50	畜水産物食品安全対策事業	畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施する。	○年間検査計画に基づき試験検査を実施。 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施。	○年間検査計画に基づき試験検査を実施 99検体(違反事例なし) ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)
51	食鳥肉処理安全対策事業	安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行う。	○食鳥検査を実施。 ○不可食部位の適正処理の徹底及び食鳥処理場への衛生指導。	○食鳥検査を実施 20,143,035羽 ○不可食部位の適正処理の徹底及び食鳥処理場への衛生指導	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
52	くまもと食の安全安心県民会議等の運営	食品の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。	○県民会議の開催(8月 書面協議予定) ○担当者会議の開催(2月 書面協議予定)	○県民会議の開催(8月書面協議) ○担当者会議の開催(2月書面協議)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
53	食の安全110番	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	○食の安全110番を運用し、県民に対して迅速・的確な対応を行う。	○令和2年度は450件(表示違反21件、問合せ423件、要望・意見4件、苦情案件2件)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
54	食品表示ウォッチャー事業	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	○県庁や大学等での講習会の実施。 ○食品表示ウォッチャー活動。(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	○県庁や大学等での講習会の実施(県庁2回、尚綱大3回、崇城大1回) ○食品表示ウォッチャー活動(355名(新規182、継続143、更新30)) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
③ サービス事業における安全・安心の確保						
55	生活衛生環境確保対策事業	公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。	○年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入検査又は自主点検結果の検査を実施。 ○四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。(進捗状況を把握し、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	○年度当初に営業施設の監視指導計画を作成 ○営業施設への立入検査及び自主点検表を用いた検査を実施。 ○実績:自主点検815件、立入検査915件	薬務衛生課	営業指導班(7184)
56	医療安全相談事業	消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等の情報について、消費者の健康被害の防止を図るため、医師法等関係法令等に基づき、関係行政機関と連携を図り、適切な指導等を行う。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を行う。必要に応じて関係機関と連携し対応する。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに医療従事者を対象とした熊本県医療安全研修会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催未定。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を実施した。必要に応じて関係機関と連携し対応した。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに熊本県医療安全研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	医療政策課	総務・医事班(7228)
57	住宅情報提供・相談事業	住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・各イベント等に臨時の無料相談所を開設 ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー、10月実施予定)	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成した。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(9回実施) ・各イベント等に臨時の無料相談所を開設 ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー)※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	住宅課	計画班(6246)
(2)生活関連商品の安定確保						
58	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○県災害対策本部における協定の位置づけについて、県生協連と必要な協議を行い全庁的な模擬訓練に参加する。	○県生協連と結んでいる協定について、協議を行った。全庁的な模擬訓練は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	消費生活課	企画推進班(7477)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
59	熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時等における救援物資の提供に関する協定	県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時等に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。	○協定に基づく地震等の災害時の対応を確認し、連携を図る。	○協定に基づく牛乳・乳飲料等の無償提供はない。	畜産課	経営環境班 (5418)
60	県内企業等との災害救助に必要な物資の調達に関する協定	県と企業等が締結した協定に基づき、災害救助に必要な食料・衣料寝具・日用雑貨品等の供給を行う。	○災害発生時には、市町村の要請に基づき、災害救助に必要な食料や衣料寝具、日用雑貨品等を、災害物資調達協定を締結している民間事業者と連携して調達・提供を行う。	○令和2年7月豪雨に係る発災後、県と災害協定を行っている民間事業者や支援の申し出があった民間事業者から災害支援物資を調達し、要請のあった市町村に供給を行った。	商工政策課	政策班 (5123)
(3)消費者取引の適正化						
61	消費生活関係法令等に基づく行政処分・行政指導の実施	不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行った。(処分なし、特商法2件、景品表示法11件)	消費生活課	消費者支援班 (7479)
62	悪質事業者対策協議会	消費者被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者の情報を集約することを目的として、県、消費生活センター設置の市及び警察と情報交換を行う等の連携を図る。	○消費者被害を防止するため、「高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、不当な取引行為を行う事業者について、県、消費生活センター設置の市及び警察と情報交換を行う等の連携を図る。	○「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」に移行後、市町村、県警等とメール等で情報共有を行い連携を図った。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会は未開催。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
63	貸金業法に基づく指導監督	貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。	○貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。 ・登録審査予定:5業者(うち2業者登録更新完了) ・立入検査予定:3業者(令和3年度更新予定業者)	○貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行った。 ・登録審査:4業者 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査は実施せず。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
64	旅行業立入検査	旅行業者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行業者に対し、立入検査を実施する。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い12件実施予定。	○新型コロナウイルスの影響のため、中止	観光企画課	観光創生班 (3196)
65	宅地建物取引業事務所調査	宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。	○コロナ感染症拡大防止の為、事務所調査の実施を見合わせていたが、7月以降実施予定。 ○事業所に対して文書指導を実施。(1件) ○必要に応じて、適正な是正措置や行政処分を実施することとする。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務所調査を全て見合わせた。 ○必要に応じて、事業所に対し適正な是正措置や、監督処分を実施。(免許取消し処分2件、宅建士処分4件)	建築課	宅地耐震化・指導班 (6219)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画	令和2年度事業実績	担当課・班名	
			(※令和2年4月時点の計画を記載しています)		(内線番号)	
66	不当な取引行為等取締り	悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	○法令を多角的に駆使した悪質商法事犯取締りを推進中。 ○悪質商法に対する苦情・相談への適切な対応を推進中。 ○関係行政機関と連携した被害防止活動を推進中。	○悪質商法に対する苦情・相談への適切な対応を実施した。 ○消費生活センター等の関係行政機関と連携し、悪質業者等に関する情報共有や被害防止のための広報啓発活動を推進した。	警察本部生活環境課	企画指導係
5 (再)	市町村との事業者情報の共有・連携強化【再掲】	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○関係機関(各市消費者センターや県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図る。	○関係機関(各市町村や県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図った。	消費生活課	消費者支援班(7479)
39 (再)	ヤミ金融事犯の取締りの強化【再掲】	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	○ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)の取締りを推進中。 ○ヤミ金融に利用された口座の凍結、携帯電話の解約依頼等を実施するとともに、ヤミ業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等総合的な対策を実施中。	○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、暴力団組長らによる貸金業法違反や犯収法違反(口座の譲渡等)等を検挙した。 ○ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の解約依頼等を実施するとともに、ヤミ業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等総合的な対策を実施した。	警察本部生活環境課	企画指導係
15 (再)	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改革に係る情報提供【再掲】	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改革の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改革の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改革の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を随時行った。	消費生活課	消費者支援班(7479)
21 (再)	適格消費者団体の活動支援【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。また、同団体への情報提供のあり方について検討を行う。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施した。(通年)※情報提供 4件 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施した。(R3.1月) ○適格消費者団体が主催する講演会に参加した。(R3.2月)	消費生活課	企画推進班(7472)
(4)適正な表示の確保						
67	景品表示法に基づく行政指導の実施	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政指導を行った。(処分なし、指導11件)	消費生活課	消費者支援班(7479)
68	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者・事業者に対し、啓発活動を行う。 ○適宜、市主体で行う立入検査に同行し、ノウハウ等の共有を図る。	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	消費生活課	消費者支援班(7475)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
69	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	○企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 指導 19件、相談対応 301件 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。 24回、75人	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7181)
70	食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)	食品の適正表示を推進するため、巡回指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。	○食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施予定。 ○食品表示制度説明会等を開催予定。	○食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施(192件)。 ○食品表示制度講習動画のオンライン配信を実施。 ○業種別食品表示講習会を実施(6回)。 ○被疑事案に対する調査を実施(16件)。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
54 (再)	食品表示ウォッチャー事業【再掲】	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	○県庁や大学等での講習会の実施。 ○食品表示ウォッチャー活動。(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	○県庁や大学等での講習会の実施(県庁2回、尚綱大3回、崇城大1回) ○食品表示ウォッチャー活動(355名(新規182、継続143、更新30)) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
71	商品量目立入調査	計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。 実施店舗数:12店舗を予定	※コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ただし、苦情申立に伴うもの1件を実施。	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
72	特定計量器立入検査	計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。	○調査対象事業所において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。 実施事業所数:事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)	<実施内容> ○特定計量器(水道メーター他)257件 ○指定・届出事業者等立入検査6件	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
73	計量教室	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○山鹿市、合志市、天草市の3市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。(11月計量強調月間) 参加者:各市20名、計60名を予定	※コロナウイルス感染拡大防止のため中止	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
(5)消費者事故情報通知対応						
74	消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談は寄せられなかった。	消費生活課	消費者支援班 (7475)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)
■施策の方向3 消費者教育の推進 ※「熊本県消費者教育推進計画」より転記 【主要施策5】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進 (1)学校等における消費者教育(高校生以下)の推進					
75	学校における消費者教育の推進	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:消費者に関する問題として、契約に関する基本的な考え方、消費者保護の重要性、消費者の権利や責任などを指導。 家庭科:消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法など消費者の保護に関する法律について指導。 【義務教育課】 ○指導主事会議等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:生活、職業・家庭、家庭など (小学部) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけて利用する体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを学ぶ。 (中学部) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の大切さや消費生活の基本的な事項を学習する。 (高等部) 家庭:売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応に関する学習を通して、物資・サービスの選択に必要な情報の適切な収集・整理について学ぶ。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:消費者に関する問題として、契約に関する基本的な考え方、消費者保護の重要性、消費者の権利や責任などを指導。 家庭科:消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法など消費者の保護に関する法律について指導。 【義務教育課】 ○各教科等指導主事等研修会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:生活、職業・家庭、家庭など (小学部) 生活:近隣の商店や自動販売機で、教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて指導した。その中で、買い物で「欲しいものを選び、お金と交換する」という手続きが必要(契約の基礎理解)であることを指導した。 (中学部) 職業・家庭:生活に必要な物などの購入について、必要性や自分の所持金から考え、計画的な金銭の使い方などの学習をした。その中で、生活するためには金銭の管理や適切な使い方が必要であることなど、消費生活の基本的な事項を指導した。 (高等部) 家庭:現金での買いに加え、インターネット販売や、プリペイドカードなどの電子マネーやクレジットカードなどについての授業をとおして、それらが暮らしを便利に豊かにすることや、消費者被害の実情とその対応に関する指導をした。また、さまざまなメディアを通じた適切な情報の収集や整理、選択について指導した。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 【高校教育課】 産業教育指導班(6665) 【義務教育課】 指導班(6645) 【特別支援教育課】 特別支援教育指導班(6668)
76	情報教育活動の支援	学校非公式サイトの実態調査、出前講座等への講師派遣などの取組を行う。	○情報モラル教育の充実 ・学校やPTA主催の研修会等への講師(情報安全ファンリテータ)派遣などを実施。(随時実施) ・熊本市を除く県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施。	○県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施し、不適切な書込みについて学校に情報提供するとともに、具体的事案への対策について助言等を行った。 ○学校やPTA等の要望に対応して、保護者、教職員等に対して携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について説明する講師20人を48団体のべ4412人に対して派遣した。	教育政策課 教育情報化推進室(6616)
77	私立学校における消費者教育の支援	消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	○消費生活啓発講座の周知や消費者トラブル等の情報を学校に提供予定。	○消費生活啓発講座の周知や消費者トラブル等の情報を学校に提供。	私学振興課 私学運営支援班(3209)
78	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。	○中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールを実施。 ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施。	○中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールを実施。(12月実施、大矢野中学校、83人) ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施。(12月実施、八代農業高校、22人)	暮らしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班(7426)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)
79	くまもと「親の学び」プログラムトレーナーの消費者意識の向上に向けた支援	くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座を行うトレーナーに対して消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	○くまもと「親の学び」トレーナー研修会及び講座を進行する進行役を育成する進行役養成講座において、オンラインゲーム等での課金によるトラブル等の事例とともに消費者教育の必要性について啓発を行ったり、必要な情報の提供を行ったりする。(トレーナー研修会は2回、進行役養成講座を各教育事務所と市町村が連携して実施) ○くまもと「親の学び」講座を通して、参加者の消費者意識の向上を図る。	くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回:県内10会場(参加者169人) 第2回:県内11会場(参加者160人) ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内16会場(参加者379人)	社会教育課 家庭教育支援班(6695)
80	食育・米消費拡大対策	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図る。(14,200冊を小学校・関係団体等に配布予定) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会の実施予定。 ○農業団体におけるバス車体広報等による「くまもとごはんの日」の普及推進を支援。 ○農業団体におけるアグリキッズスクール、消費者体験学習会等の開催による食育活動を支援。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図った。(14,200冊を小学校・関係団体等に配布した。) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会を実施した。 ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校での農業体験学習、消費者体験学習会等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課 農産振興班(5382)
81	携帯電話のフィルタリングの周知・啓発	県青少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。	○フィルタリング普及啓発チラシを作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店等へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図る予定(7月) ○インターネット安全利用啓発標語コンクールを実施し、中学生から標語を募集して最優秀作品はチラシ、クリアファイル等のインターネット安全利用啓発物品に記載する予定。(9~12月)	○フィルタリング普及啓発チラシを作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。 ○インターネット安全利用啓発標語コンクールを実施し、中学生から標語を募集して、最優秀作品を掲載したクリアファイルを作成配布することにより、インターネット安全利用啓発を図った。	くらしの安全推進課 青少年班(7408)
82	高校生等のための消費生活講座の実施	成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。	○私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等を対象とした消費生活講座」を実施する。	○私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等を対象とした消費生活講座」を実施した。	消費生活課 企画推進班(7476)
(2)大学、職域、地域等における消費者教育(成人期)の推進					
83	消費者意識の向上に向けた支援	複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○住民を対象とした講座を実施	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○県民を対象とした消費者意識向上のための講座を実施(6講座を動画配信、視聴回数約700回)	社会教育課 社会教育連携班(6696)
30 (再)	福祉サービス第三者評価結果の公表【再掲】	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。	社会福祉課 指導監査班(7049)
28 (再)	食品衛生に係る啓発指導【再掲】	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を随時開催。 ○消費者を対象とした講習会を随時実施。 ○給食施設従事者を対象とした講習会を随時実施。	○食品事業者等を対象とした講習会 80回 2,419人 ○消費者を対象とした講習会 13回 402人 ○給食施設従事者を対象とした講習会 16回 299人	健康危機管理課 食品乳肉衛生班(7187)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
32 (再)	医療機能情報提供事業【再掲】	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。(熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供する。	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供した。	医療政策課	総務・医事班 (7228)
69 (再)	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等【再掲】	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	○企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 指導 19件、相談対応 301件 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。 24回、75人	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7181)
29 (再)	健康食生活・食育推進における普及啓発【再掲】	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月8日～12日) ○県庁地下展示ケースでの食生活改善普及運動関係展示。(9月8日～14日) ○県農業フェアへの出展。(11月)	○県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月8日～12日) ○県庁地下展示ケースでの食生活改善普及運動関係展示。(9月8日～14日) ○県農業フェアへの出展。 →新型コロナウイルス感染症の影響のためフェア開催中止。	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7183)
84	水銀フリー推進事業	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	○国内外を対象としてイベントでのブース出展やパンフレット配布など、各種情報発信を行うとともに、県内においては、イベントやパネル展示などを実施する予定。 ○県内の中学生及び高校生の水銀フリーに関する取組みの理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を開催する予定。	○県立図書館の「情報ギャラリー展」やくまもと県民交流館パレアの「ロビー展」において、情報発信等を行った。 ○県内の高校生を対象とした「出前講座」を開催した。	環境政策課	政策班 (7319)
85	地球温暖化対策推進事業	県民や事業者、環境団体、行政等の幅広い連携により、生活スタイルや企業活動を見直していくため、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の運営や地球温暖化防止活動推進員を通じた地域における普及活動の促進、事業所が取組む省エネ活動への支援等を実施する。	○ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議運営。(2月開催予定) ○地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援。 ○普及啓発ツール作成及び県内外の地球温暖化防止に関する取組への参画。(県内小学5年生へのくまエコ学習帳配布。) ○地球温暖化対策事業者取組活性化事業を実施。	○地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援。(研修会4回、協議会助成) ○普及啓発ツール作成及び県内外の地球温暖化防止に関する取組への参画。(県内小学5年生へのくまエコ学習帳配布。) ○地球温暖化対策事業者取組活性化事業を実施。(事業活動温暖化対策計画書提出:261事業者、エコ通勤環境配慮計画書提出:95事業者)	環境立県推進課	環境活動推進班 (7325)
86	くまもとらしいエコライフ普及促進事業	日々の生活や企業活動そのものが環境配慮行動となる熊本らしいライフスタイル(くまもとらしいエコライフ)の普及・定着を図るため、県内各地での学習会の開催、省エネアドバイザーの派遣等具体的な実践行動のための普及啓発や環境保全活動への支援等を行う。	○各家庭の実情に合わせた効果的な省エネ方法のアドバイスを実施。 ○地域の環境学習会への講師等派遣。(小学校12校、中学校3校予定) ○九州の官民一体となった、環境行動のインセンティブとなるポイント付与制度「九州エコライフポイント」実施(今夏終了)。(九州地域戦略会議「低炭素社会・九州モデル」重点事業) ○くまもとらしいエコライフ宣言ウェブサイトにおける宣言の呼びかけ ○「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けたアイデアコンテストの実施	○各家庭の実情に合わせた効果的な省エネ方法のアドバイスを実施。(101件) ○地域の環境学習会への講師等派遣。(小学校7校、中学校3校、高等学校1校) ○九州の官民一体となった、環境行動のインセンティブとなるポイント付与制度「九州エコライフポイント」実施(夏季で終了)。(九州地域戦略会議「低炭素社会・九州モデル」重点事業)(参加実績:593件夏季分) ○くまもとらしいエコライフ宣言ウェブサイトにおける宣言の呼びかけ(宣言者数:7,566件(R3.3月末)) ○「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けたアイデアコンテストの実施(オンラインイベント参加者109名、コンテスト応募331件)	環境立県推進課	環境活動推進班 (7325)
87	環境行動推進事業	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、「エコライフ体験教室」を開催する。	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施予定。 期日:令和2年10月頃 場所:未定 参加人数:30人程度	○「エコライフ体験教室」延期及び中止 ※新型コロナウイルス感染拡大のため	環境センター	0966-62-2000

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
88	動く環境教室事業	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー(ボランティア)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。(日程未定) ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。26回実施し、1,108人が参加した。 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。(8月29日～30日)11人が終了した。 ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。12回実施し、310人が参加した。 	環境センター	0966-62-2000
89	ごみゼロ県民運動推進事業	平成27年度実績調査の結果、熊本県は県民1人が1日に排出するごみの量が少ない方から「全国4位」となったが、更なる排出抑制に取り組んでいくことを目的に、家庭からの廃棄物の約4割を占める「食品廃棄物」の減量化に向けた運動を、県民・事業者・行政が一体となって展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ○食品廃棄物削減のための啓発 ・県主導のフードドライブ活動を通じた啓発 ○くまもと食べきり運動 ・飲食店関係団体等を通じた登録店舗数の拡大 ・昨年度実施した食べきり運動のアンケート調査の結果を参考に、登録店舗数が増えるような啓発方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○くまもと食べきり運動の周知 ・県ホームページに「食べきり協力店」や「くまもと食べきり運動」の情報を掲載 	循環社会推進課	企画調整班(7366)
27 (再)	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催【再掲】	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の実施。 ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定)。 ○地域における意見交換会の開催(時期未定)。 ○食品表示制度説明会の開催。 ○業種別講習会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の実施(10回、255人) ○食品表示制度説明会の開催(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習動画のオンライン配信(YouTube)を実施) ○食の安全セミナーの開催(テーマ「食中毒について」、12月開催、63人) ○地域における意見交換会の開催(新型コロナウイルスの影響により中止) ○業種別講習会の開催(6回開催、67人) 	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
33 (再)	食の安全安心確保に係る情報提供【再掲】	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○食品検査結果について、月毎に掲載する。 ○食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに60回掲載した。 	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班(7426)
90	高齢者、防犯ボランティア等防犯講習会の実施	高齢者が犯罪の被害に遭うのを防止するため、また、地域防犯活動の担い手として、所属団体や地域住民に啓発・普及活動を行っていただくために、高齢者や防犯ボランティアを中心に広く県民に対して防犯講習会を実施する。	※令和2年度より、事業を廃止		くらしの安全推進課	交通・くらし安全班(7406)
26 (再)	消費者月間記念事業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和元年度消費者相談概要等の記者発表 ○県内一斉消費者トラブル相談の日 	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ○パネル展を実施した(県庁地下展示スペース) ○令和2年度の消費者相談概要等の記者発表を実施した。(5月31日) ○県内一斉消費者トラブル相談の日を開催した。(5月31日) 	消費生活課	企画推進班(7472)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
91	消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業	消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、老人会、事業所、高校・大学等に向いて消費生活に関する講座を行う。	○地域における消費生活啓発講座に、金融広報委員会と連携して講師を派遣する。	○地域における消費生活啓発講座に、金融広報委員会と連携して講師を派遣した。 消費生活出前講座派遣 5件 金融広報委員会によるアドバイザー派遣 36件	消費生活課	消費者支援班 (7478)
22 (再)	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行う。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース) ※ 街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(5/1~5/31、本館地下1階展示スペース) ※ 街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	消費生活課	消費者支援班 (7474)
92	家庭用品品質表示法の啓発	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	○家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
93	消費生活用製品安全法の啓発	消費生活用製品の安全の確保のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	○消費生活用製品の安全の確保のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
9 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報の提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない町を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った。(情報提供回数:18回) ○見守りネットワーク体制構築に至らない町への訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1市のみとなったが、体制構築に向けた課題やその解決に向けた情報提供等を行い、体制構築の推進を図った。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	消費生活課	企画推進班 (7472)
94	国際理解教育	国籍や民族などの異なる人々同士で互いを認め合い、よりよい関係を構築することを目的に実施。県内在住国際交流員(CIR)を学校に派遣する等により外国の生活・文化等の理解促進を図る。	○民間団体や学校等からの派遣依頼を受け、外国人講師を派遣する。	○1度実施した。 国際交流員1名の講師派遣(派遣先:クロスロードくまもと、リモート形式)	観光交流政策課	国際交流班 (5205)
73 (再)	計量教室【再掲】	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○山鹿市、合志市、天草市の3市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。(11月計量強調月間) 参加者:各市20名、計60名を予定	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)
95	地下水と土を育む農業の推進	熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水と土を育む農業やグリーン農業が地下水と土を守るために果たす役割を学ぶため、水生生物観察会等を実施し、理解を深める。 ○「グリーン農業」農産物販売店舗と協力し、消費者の購入機会を増やすため、販売店舗の拡大を図る。 ○各種イベント等において消費者へ「地下水と土を育む農業」や「グリーン農業」をPRする。 ○未来を担う子どもたちに理解を深めてもらうため、「地下水と土を育む農業」副読本を作成し、県内の小学生に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水生生物観察会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しなかった。 ○消費者のグリーン農業農産物の購入機会を増やすため、量販店等への働きかけを通じて販売店舗を拡大した(販売店舗数…R1:158→R2:185)。 ○各種イベント等での出展は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。 ○未来を担う子どもたちに理解を深めてもらうため、「地下水と土を育む農業」副読本を作成し、県内の小学生に配布した(配布数約17,926冊)。また、副読本に対応した動画教材を作成した(理科、社会科対応動画を1本ずつ)。 	農業技術課 地下水と土を育む農業推進班 (5386)
96	県内農林水産物等の地産地消推進	県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な利活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした地産地消活動の支援 ・地産地消推進のためのPR強化 ○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・地産地消サイトの運営 ・地産地消協力店の指定 ・県全体での推進 ・各地域における推進 ○食・農ネットワークの活動・運営支援等 ・総会・研修会の開催 ・地産地消のつどいの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした地産地消活動の支援 ・地方TV局等の広報媒体を活用した地産地消協力店の紹介(放送7回、11店舗) ・通販サイトを運営する地産地消協力店93件を対象にした地産地消キャンペーンの開催 ○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・地産地消に関する様々な情報、取組みを地産地消サイトとメルマガ(月1回程度)で発信 ・地産地消協力店の指定(令和2年度末で863店舗を指定) ・県全体での推進 ・各地域における推進 ○食・農ネットワークの活動・運営支援等 ・運営委員会、総会、研修会、地産地消のつどいは開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 	流通アグリビジネス課 地産地消班 (5404)
97	くまもとの木と親しむ環境推進事業	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:30団体) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○木育に取組んでいる団体や個人を対象に情報交換会を1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象予定:10団体程度) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出件数:38団体) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○木育に取組んでいる団体や個人を対象に情報交換会を1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助団体:12団体) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。 	林業振興課 くまもと木材利活用推進班 (5640)
98	くまもと畜産物流通戦略対策事業(食肉流通体制強化推進事業)	消費者へ多様な品種と豊富な生産量を誇る県産牛肉の理解促進を図るため、県産牛肉3銘柄の周知等の情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○牛肉協議会HPにおいて、県産牛肉について情報の提供を継続して実施予定。(通年) ○新聞広報等メディア媒体を活用したPRを実施予定。 ○県内外のイベントにおいて、牛串焼きの販売や試食会等を行いながらPRを実施予定。(熊本、大阪・東京等の首都圏) ○県産牛肉3銘柄の周知を目的に、県内の県産牛肉取扱指定店において、消費拡大キャンペーン「食べよう!!くまもとの牛肉」を実施予定。(熊本県産牛肉取扱指定店) 	<ul style="list-style-type: none"> ○牛肉協議会HPやTV、ラジオ、youtube等の媒体を活用して、消費者に対して、県産牛肉についての情報提供を実施。(通年) ○新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが開催されなかったためイベントでのPRは実施できなかった。一方で、県産牛肉3銘柄のPR及び新型コロナウイルス感染症の拡大を受ける牛肉の消費拡大を目的に、県内外の県産牛肉取扱指定店において、消費拡大キャンペーンを3回実施。併せて、県内観光業等と連携した消費拡大キャンペーンも1回実施。 	畜産課 総務・企画班 (5415)
99	防犯講習会(学校、地域、事業者等向け)	振り込め詐欺や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。	○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、電話で『お金』詐欺等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施。	○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、電話で『お金』詐欺等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施。(講話回数:111回、情報発信:245回)	警察本部生活安全企画課 生活環境課 生活安全企画課電話で『お金』詐欺対策係 生活環境課企画指導係
100	トラブル対処法等被害防止講話	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	○本部各課や各警察署と連携し、また、民間企業や県内の自治体・教育機関と協働して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施する。	○左記活動を継続的に実施した。 <内容> ・各種学校の生徒及び保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話の実施。(講話件数166件)	警察本部サイバー犯罪対策課 企画係

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
101	大学等への消費生活情報の提供	消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	○県内大学等に、消費生活センターの周知及び消費者被害の注意喚起情報の情報提供を行う。	○感染症の流行による、大学等の休校状況を受け中止。今後の情報提供の方法について検討を行った。	消費生活課	企画推進班 (7473)
【主要施策6】効果的な消費者教育のための取組の推進 (1)消費者教育を行う各実施主体との連携						
19 (再)	消費者団体の自主的活動の支援【再掲】	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	○消費者団体と共催で、消費生活講演会を開催予定。(未定) ○消費者発表大会をはじめ、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施予定。(通年)	○新型コロナウイルス感染症の影響で、消費生活講演会は中止となった。 ○消費者発表大会をはじめ、各消費者団体の主催事業等も新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	消費生活課	企画推進班 (7477)
102	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催予定。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催した。 ※協議会:2回(書面開催(11月)、1月15日)	消費生活課	企画推進班 (7472)
103	熊本県消費者行政推進本部幹事会消費教育部会の開催	消費者教育に関する施策に取り組んでいる関係部局が連携を図ることにより、消費者教育を総合的かつ効果的に推進する。	○教育行政担当部署と情報交換、調整等を行うため、教育部会を開催予定。	○県消費者基本計画の消費者教育推進について、関係部局で取り組んでいる事業等の情報交換を行い、第4次消費者基本計画策定のため、消費者教育推進地域協議会を開催した。 ※協議会:2回(書面開催(11月)、1月15日)	消費生活課	企画推進班 (7472)
104	市町村消費生活推進研修事業	市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	○5月に実施を予定していた市町村消費者行政担当職員向けの研修会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした基礎力強化研修を国民生活センターとともに実施予定。(10月8～9日)	○5月に実施を予定していた市町村消費者行政担当職員向けの研修会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面開催。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした基礎力強化研修を国民生活センターとともに実施。(10月8～9日)	消費生活課	企画推進班 (7477)
9 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報の提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない町を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った。(情報提供回数:18回) ○見守りネットワーク体制構築に至らない町への訪問は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1市のみとなったが、体制構築に向けた課題やその解決に向けた情報提供等を行い、体制構築の推進を図った。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。	消費生活課	企画推進班 (7472)
(2)消費者教育の担い手育成						
76 (再)	情報教育活動の支援【再掲】	学校非公式サイトの実態調査、出前講座等への講師派遣などの取組を行う。	○情報モラル教育の充実 ・学校やPTA主催の研修会等への講師(情報安全ファシリテータ)派遣などを実施。(随時実施) ・熊本市を除く県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施。	○県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施し、不適切な書込みについて学校に情報提供するとともに、具体的事案への対策について助言等を行った。 ○学校やPTA等の要望に対応して、保護者、教職員等に対して携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について説明する講師20人を48団体のべ4412人に対して派遣した。	教育政策課	教育情報化推進室 (6616)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
105	高等学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○家庭科主任会、高等学校地歴公民科教育研究会、商業科主任会、教育課程研究協議会等において、消費者教育に関する情報を提供。	○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、家庭科主任会等は中止となったが、11月に実施された教育課程研究協議会(オンライン開催:家庭科11月22日開催、参加者約60人、公民科11月4日開催参加者約70名)においては、消費者教育に関する情報を提供。	高校教育課	産業教育指導班 (6665)
106	小中学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供や資料配布等を行う。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行った。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供を行った。	義務教育課	義務教育指導班 (6645)
107	特別支援学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○学校訪問や教育課程に関する研修において、消費者教育に係る学習プログラムに関する情報を提供する。	○教材「社会への扉」(消費者庁作成)の活用を促進するなど消費者教育が充実するよう、本教材の動画配信やデジタル教材についての情報提供を行った。	特別支援教育課	特別支援教育指導班 (6668)
108	研修事業(領域別研修)	本県児童生徒の学力向上を目指して、ICTを効果的に活用した教科指導の改善を推進するために、教職員のICT活用指導力の向上及び児童生徒の情報活用能力の育成を図る研修を行う。	○領域別研修「課題研修Ⅰ・課題研修Ⅱ」 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、課題研修Ⅰ及び課題研修Ⅱの「教育の情報化に関する研修」を中止。	○令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、課題研修Ⅰ及び課題研修Ⅱの「教育の情報化に関する研修」を中止した。	教育センター	情報教育研修室 (401)
109	熊本県教育情報化推進事業における指導者養成講習会	本県児童生徒の情報活用能力の育成をめざし、学校教育活動における効果的なICT(情報通信技術)の活用や情報安全・情報モラル教育等を推進するために、教職員の情報教育における指導者(地域リーダー、校内リーダー)の育成を図る。	○令和2年度においては、本講習会はオンラインによる講習とした。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内の学校が休校となったことを受け期日を早め、校内リーダー(情報担当者)を対象に、動画配信などのオンラインによる学習支援のための技術的サポートを行なっている。	○講習会サイトを4月～12月まで運用 動画及び資料等の共有 学校CMSの操作方法 学習支援及び在宅勤務を支えるアプリの紹介 動画コンテンツの作成方法 実践等の紹介 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校措置における学習支援方法について重点的な情報提供となった。受講者(約450人)	教育センター	情報教育研修室 (401)
110	研修事業(経験者研修)	学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。 また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	○県立学校初任者研修においては、家庭科における消費者教育の推進の在り方、本県の消費者被害状況、消費者市民社会の実現について取り上げる予定。 ○小中学校の家庭科に関する研修においても、学習指導要領を踏まえながら、消費者教育の在り方について研修を行う予定。	○県立学校初任者研修においては、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱った。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、学習指導要領を踏まえながら、小学校では身近な例をあげながら売買契約について子供たちに考えさせた。中学校では三者間契約の扱い方等について扱い、消費者の権利と責任を考えさせることにつながる研修を行った。	教育センター	第二教科研修室 (232)
111	私立高等学校等経常費助成費補助事業	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(令和3年3月予定)	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額加算を行った。	私学振興課	私学運営支援班 (3209)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
112	民生委員・児童委員 一般研修会	複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)	○当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の研修は開催を見送った。	社会福祉課	生活支援班 (7042)
113	生活再生支援対策 研修会の実施	多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。	○消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施予定。 (11月開催予定) (1)多重債務問題の概要 (2)生活再生支援事業について (3)自治体等の先進事例発表	○消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施した。 (11月16日開催) (1)多重債務問題の概要 (2)生活再生支援事業について (3)自治体の先進事例発表	消費生活課	企画推進班 (7476)
(3)情報の収集、提供、調査						
26 (再)	消費者月間記念事 業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和元年度消費者相談概要等の記者発表 ○県内一斉消費者トラブル相談の日	○街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ○パネル展を実施した(県庁地下展示スペース) ○令和2年度の消費者相談概要等の記者発表を実施した。(5月31日) ○県内一斉消費者トラブル相談の日を開催した。(5月31日)	消費生活課	企画推進班 (7472)
114	消費生活広報事業	消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。	○広報Gからの広報要望事項の照会に合わせて、消費者被害への注意喚起を広報媒体を活用し、実施予定。	○広報Gからの広報要望事項の照会に合わせて、消費者被害への注意喚起を広報媒体を活用し、実施した。	消費生活課	企画推進班 (7473)
115	多重債務者生活再 生支援事業に係る広 報	潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布予定。 (※広報要望事項をもとに広報Gが実施)	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布し、周知した。	消費生活課	企画推進班 (7473)
24 (再)	緊急な消費者被害情 報の提供【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を報道機関・市町村等の関係機関へ随時提供するとともに県HPに掲載した。(消費者トラブル注意報17回、国からの情報メール及び景表法等の法執行措置情報等は随時提供。)	消費生活課	消費者支援班 (7475)
■施策の方向4 熊本地震への対応 【主要施策7】熊本地震被災者の消費生活支援等						
116	被災者の生活再生 支援	熊本地震の被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、被災者の生活再生支援を実施。 ・生活再生相談 ・家計診断 ・個別要因に応じたトラブル解決支援 ・熊本地震被災者支援 (被災者向けの特別利息によるセーフティネット貸付)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、被災者の生活再生支援を実施した。 ・生活再生相談(熊本地震関係:12件) ・熊本地震被災者支援(被災者向けの特別利息によるセーフティネット貸付:1件)	消費生活課	企画推進班 (7476)

令和2年度(2020年度)消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和2年度事業計画 (※令和2年4月時点の計画を記載しています)	令和2年度事業実績	担当課・班名 (内線番号)	
117	地域支え合い連携推進事業	平成28年熊本地震の被災者の生活再建における消費生活面からの支援のため、地域支え合いセンターを設置している市町村等へ消費生活相談窓口の周知と消費生活に関する情報の提供を行い、消費者トラブルの未然防止と被害の救済を図る。	○消費生活相談窓口周知等のためのチラシを作成し、地域支え合いセンターや、同センターの設置がない仮設住宅設置市町村へ配布予定。 ○健康福祉政策課地域支え合い支援室や県地域支え合いセンター支援事務所等が主催する会議等へ出席予定。	○地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供を行った。(情報提供回数:18回) ○健康福祉政策課地域支え合い支援室や県地域支え合いセンター支援事務所等が主催する会議等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催となった。	消費生活課 健康福祉政策課地域支え合い支援室	企画推進班 (7477)
118	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業・熊本地震対策分(家計相談支援事業)	熊本地震による被災によって今後の生活再建に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活再建に向けた「設計図」を作成し支援する。	○熊本地震での被害が大きかった町村での相談対応のために、2名分の相談員を増員し、町村と連携を図りながら、各地での巡回相談や役場内での定期相談などを行い、被災者の生活再建に向けた家計相談を実施。	○熊本地震での被害が大きかった町村での相談対応のために、2名の相談員を増員し、町村と連携を図りながら、各地での巡回相談や役場内での定期相談などを行い、被災者の生活再建に向けた家計相談を実施。 ○令和2年度は被災者からの新規の家計相談48件に対応。	社会福祉課	生活支援班 (7042)
119	住宅再建支援事業(二重ローン対策)	熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存住宅における利子相当額を補助し、消費者を経済的に支援する。	○熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。令和2年3月31日をもって申請受付を終了。ただし、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替えに不測の時間を要した、その他やむを得ない事情により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方については、引続き申請を受け付ける。	○交付実績:1件	住宅課	計画班 (6246)
120	被災市町村の相談窓口への支援	被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いやや)の活用を図る。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応する。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応した。 ※令和2年7月豪雨により被災した市町村の、消費者ホットライン188(いやや)の接続先を一時的に変更した。	消費生活課	企画推進班 (7472)